

令和8年8月1日から使用できる国民健康保険の 資格確認書・資格情報のお知らせをお送りします。

(令和8年6月18日現在で作成したものです)

マイナ保険証(保険証利用登録をしたマイナンバーカード)の利用状況に応じて、お送りするものが異なります。

マイナ保険証を持っていない方

- ・マイナンバーカードを持っていない
- ・マイナンバーカードは持っているが保険証と紐づけしていない
- ・マイナ保険証は持っているが資格確認書交付申請をしている

マイナ保険証を持っている方

(マイナンバーカードを保険証と紐づけしている)

資格確認書を送付
(特定記録郵便)

資格情報のお知らせを送付
(普通郵便)

※70歳未満の方で、すでに資格情報のお知らせ
が交付されている方には送付されません。

※資格確認書と資格情報のお知らせは郵送方法が異なるため、同世帯であっても原則別々に配達されます。
※システムの都合上、一部マイナ保険証を持っている方にも資格確認書が送付されていますのでご了承ください。

有効期限について

下記のとおり年齢等により有効期限が異なります。

対象の方	有効期限	
	資格確認書	資格情報のお知らせ
令和9年7月31日までに75歳になる方 (後期高齢者医療制度に移行する場合)	75歳誕生日前日	
令和9年7月31日時点で70歳以上75歳未満の方	令和9年7月31日	
令和9年7月31日までに70歳になる方	70歳の誕生月の月末 (1日生まれの方は、誕生月の前月末)	
修学のため他市に住民登録を異動した方(マル学) で今年度が卒業年度の方	令和9年3月31日 ※その後の手続きについては、年度末に通知を送付します。	
令和9年7月31日までに在留期間の満了する 外国人住民の方	在留期間満了日 ※在留期間更新後に新しい有効 期限の資格確認書交付手続き が必要です。	※有効期限の記載はありません が、マイナ保険証はマイナンバ ーカードを更新しないと使用で きません。
上記に該当しない方	令和9年7月31日	有効期限なし

※上記に注意事項のあるもの以外は、原則有効期限を迎える前に新しい資格確認書または資格情報のお知らせが送付されます。
※有効期限の過ぎたものは、8月1日以降ご自身の責任において破棄するか、市役所保険年金課、渋谷分室、中央林間分室の
窓口でご返却ください。

新しく社会保険等に参加された場合、国民健康保険の脱退手続きが必要です。

お手続きの方法については、大和市保険年金課ホームページをご覧くださいか、
事務担当【保険年金課(1階)電話:046-260-5114・5115】までお問い合わせください。

高齢受給者（70 歳以上 75 歳未満の方）の負担割合判定基準について

負担割合	判 定 基 準
3割	同一世帯に令和8年度の住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国民健康保険加入者がいる場合（新たに 70 歳になる国民健康保険加入者が属する世帯で、70 歳から 74 歳の国民健康保険加入者の旧ただし書き所得（令和7年中の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた額）の合計額が 210 万円以下である場合を除く。） ただし、上記対象者の収入額合計が 対象者一人 :383 万円未満の場合、 対象者複数人 ※注 :520 万円未満の場合、 一部負担金の割合が2割になります。 （必要に応じて「基準収入額適用申請書」の提出をお願いすることがあります。） ※注 同一世帯の旧国保被保険者（国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方）を含む。
2割	上記以外の方

※70 歳以上の人の負担割合は、毎年8月1日に、世帯内の被保険者のその年度の住民税課税所得をもとに世帯単位で判定します。また、世帯の被保険者の状況や課税所得に変更があった場合は再判定が行われます。

※負担割合が変更になった時に、変更前の負担割合で医療機関を受診した場合

○変更後:3割の方が、2割で受診した場合

8月以降（現年度）の受診分で該当する場合は、受診の3か月～1年後に大和市から差額を請求いたします。

過去の確定申告または市・県民税申告の修正により7月以前（過年度）の受診分で該当した場合も、8月以降（現年度）の受診分に係る請求と同様に、大和市から差額を請求いたします。

○変更後:2割の方が、3割で受診した場合

差額を大和市に申請することができます。本人確認書類・3割負担した領収書・世帯主名義の通帳をご用意のうえ、保険年金課で申請してください（郵送申請をご希望の場合は申請書類を送付しますので、事務担当までお電話ください）。なお、申請時効は治療費を支払った日の翌日から2年です。

＝資格確認書を交付された方への注意事項＝

1. 資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を提示してください。
3. 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く）の2割となります。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（1日生まれの方は、誕生月の属する月）以後の場合は、「負担割合」欄に示す割合（2割もしくは3割）となります。
4. 被保険者の資格を喪失したとき（社会保険に加入したとき、大和市外に転出したとき、生活保護の受給を受けているとき、死亡した場合等）は、被保険者の資格を取り消す届け出をし、資格確認書を大和市役所保険年金課に返却してください。
5. 資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に大和市役所保険年金課に届け出てください。
6. 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできません。有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。
7. 検認又は更新のため、資格確認書の提出を求められたときは、速やかに、大和市役所保険年金課に提出してください。
8. 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。
9. 特別の事情がないのに国民健康保険税を滞納した場合、発行済みの資格確認書を返還していただくことがあります。

国民健康保険税のお支払いが困難な方は、必ず納税相談を！

国民健康保険税を特別な理由もなく滞納している場合には、医療機関等での窓口負担が10割になる場合があります。（資格確認書を交付している場合には、その返還を求めることになります。）

納付できない事情があるときは、市役所収納課（電話 046-260-5241）までご相談ください。

資格確認書の裏面は、ドナーカードとしてお使いいただけます。意思表示欄保護シールを用意しておりますので、ご希望の方は大和市役所保険年金課までお申し出ください。臓器移植に関する概要については、（公社）日本臓器移植ネットワークでご確認ください。

フリーダイヤル 0120-78-1069 ホームページ <https://www.jotnw.or.jp/>